

尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る基本設計業務 公募型プロポーザル 募集要領

本募集要領は、本市が実施する尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る基本設計業務の委託にあたり、最も適切な者を当該業務の受託候補者として特定するための公募型プロポーザルの手続、審査の概要及び参加資格要件等を示したものであり、別途公表する「尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る基本設計業務公募型プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）、「尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る基本設計業務公募型プロポーザル様式集」（以下「様式集」という。）と一体のものとして扱う。

1 業務の概要

(1) 業務名

尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る基本設計業務

(2) 業務目的

尼崎市総合文化センター耐震化事業は、当該施設整備を効率的かつ効果的に進めるため、事業手法として、基本設計完了後、設計施工者を選定し、実施設計及び工事施工、監理業務を一括して発注する、基本設計先行型の設計・施工一括発注（以下「DB」という。）方式により実施を予定している。

本業務は、先行する基本設計業務を行うものであり、総合文化センター耐震化事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

詳細は別紙特記仕様書（案）を参照すること。ただし、契約時において受託者の提案内容により仕様書の内容は一部変更することがある。

- ア 総合文化センター耐震化等整備プランの検討
- イ 総合文化センター耐震化事業に係る基本設計
- ウ その他（説明用資料の作成等）

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月20日まで

2 本業務に係る費用の上限

136,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 提案価格（見積額）が上限額を超過した場合は、失格とする。

3 プロポーザルの参加資格要件

(1) 単体企業の場合

次のすべての要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 尼崎市契約規則第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿【測量等】に登載されている者であること。

ウ 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 自己又は自社の役員等が、暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当しないこと。また、その経営に実質的に関与していないこと。

カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

キ 平成19年4月1日から公示日までに契約履行が完了した建築物のうち、次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかの施設の新增改築又は改修若しくは耐震補強に係る基本設計又は実施設計業務に関して元請けとして受注した実績を有すること。

(ア) 主たるホールの固定席が450席以上の「同種施設」

(イ) 延べ面積3,000㎡以上の「類似施設」

※ 「同種施設」は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途の建築物のうち「劇場」とする。

※ 「類似施設」は、公共施設とする。

※ 複数のホールを有する劇場の場合は、そのホールでの、最大客席数とする。

※ 複合施設の場合は該当する用途の合計面積とする。

※ 増改築の場合は増改築部分の面積（客席数）とする。

※ 共同企業体の構成員としての実績の場合は、構成員の代表者としての実績とする。

(2) 共同企業体の場合

次のすべての要件を満たすこと。

ク 参加表明書の提出までに共同企業体を組織すること。

ケ 各構成員は、他の共同企業体の構成員又は単体企業として参加していないこと。

コ 共同企業体を構成する企業（以下「設計企業」という。）は、2者以下であること。

サ 代表構成員は、設計企業のうち出資割合が大きい方の企業（以下「主たる設計企業」という。）であること。

シ 構成員のすべてが、前記ア～オの要件をすべて満たすこと。

ス 構成員のいずれかが、前記カ及びキの要件を満たすこと。

(3) 参加資格の確認基準日

前記(1)又は(2)の参加資格の確認基準日は参加表明書の提出日とし、確認基準日以降、契約締結の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、失格とする。

4 業務実施上の条件

業務の実施においては、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 管理技術者は一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び主たる分担業務分野（建築（総合）分野）主任技術者が応募者に所属しており、恒常的な雇用関係が3か月以上あること。
- (3) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。
- (4) 管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼務していないこと。
- (5) 主たる分担業務分野（建築（総合）分野）を再委託しないこと。

分担業務分野	業務内容
管理技術者	契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う
建築（総合）	平成31年国土交通省告示第九十八号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
建築（構造）	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」、「昇降機等」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水設備」、「空調換気設備」に係るもの
積算	建築積算に係るもの

5 事業者選定の概要

(1) 受託候補者の特定

市は、公募型プロポーザル方式による設計者の選定を行うにあたり、中立かつ公正な審査が行われることを目的に、尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る基本設計及び発注者支援業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、募集要領等に基づく各提出書類の提出を求め、評価要領による審査を行い、受託候補者を特定する。

なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 選定スケジュール

項目	日程	備考
① 募集開始（公示）	令和4年7月11日（月）	HP公開
② 現地見学会の参加受付	7月19日（火）午後5時まで	
③ 現地見学会	7月20日（水）	
④ 質問書の提出期限	7月22日（金）午後5時まで	
⑤ 質問書への回答	7月26日（火）	HP公開

⑥ 参加表明書等の提出期限	8月1日(月)午後5時まで	
⑦ 一次審査：書類審査 選定結果通知	8月10日(水)まで	
⑧ 技術提案書等の提出期限	9月9日(金)午後5時まで	
⑨ 二次審査：ヒアリング	9月20日(火)	
⑩ 特定結果通知	9月26日(月)	受託候補者 1者
⑪ 契約締結	10月上旬(予定)	

6 プロポーザル参加にあたって

(1) 現地見学会

現地確認を希望する場合は現地見学参加申込書に内容を記入し、次のとおり提出すること。

ア 申込期間

令和4年7月11日(月)から令和4年7月19日(火) 午後5時まで

イ 申込方法

電子メールにて本募集要領「14 問合せ及び書類の提出先」へ提出すること。

ウ 現地見学会実施日

令和4年7月20日(水)

エ その他

- ・参加者は4名以内とする。
 - ・当日は、担当職員の指示に従い、許可された範囲でのみ行動すること。
 - ・敷地内の写真撮影は可とする。
- なお、周辺環境の撮影については自らの責任で行うこと。
- ・集合時間等の詳細は、電子メールで各申込者へ連絡する。

(2) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルの内容に関して質問事項がある場合は、質問書に内容を簡潔に記入し、次のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和4年7月23日(金) 午後5時まで(必着)

イ 提出方法

電子メールにて、本募集要領「14 問合せ及び書類の提出先」へ提出すること。

ウ 回答方法

令和4年7月26日(火)までに、質問及び回答をとりまとめたものを市のホームページで公開する。

なお、質問への回答内容については、本要領の追加又は修正事項とする。

7 一次審査

- (1) 一次審査提出書類（参加表明書等）の受付
参加表明書等は、以下により提出すること。

ア 提出期限

令和4年8月1日（月） 午後5時まで（必着）

※ 提出期限を過ぎたものは受け付けない。

イ 提出場所

本募集要領「14 問合せ及び書類の提出先」へ提出すること。

ウ 提出方法

原則として持参による提出（土日祝を除く午前9時から午後5時まで）とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便等の記録が残る方法で提出すること。

※ 郵送による場合での事故等による未着について、市は一切の責任を負わない。

エ 一次審査提出書類について

提出書類の記載方法や提出方法等の詳細は、様式集による。

- (2) 応募者の選定

前記3に定める参加資格を確認の上、企業及び技術者の資格・実績確認書等をもとに審査を行う。一次審査の評価については、評価要領による。

選定結果は、令和4年8月10日（水）までに電子メールで各応募者に通知するとともに、選定結果の通知書を郵送にて発送する。

8 二次審査

- (1) 二次審査提出書類（技術提案書等）の受付

技術提案書等は、以下により提出すること。

ア 提出期限

令和4年9月9日（金） 午後5時まで（必着）

イ 提出場所

本募集要領「14 問合せ及び書類の提出先」へ提出すること。

ウ 提出方法

原則として持参による提出（土日祝を除く午前9時から午後5時まで）とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便等の記録が残る方法で提出すること。

※ 郵送による場合での事故等による未着について、市は一切の責任を負わない。

エ 二次審査提出書類について

提出書類の記載方法や提出方法等の詳細は、様式集による。

- (2) 二次審査の提案内容

一次審査の評価に加え、技術提案書等、ヒアリング（プレゼンテーションを含む。）の内容、価格提案書をもとに審査を行う。二次審査の評価については、評価要領による。

ア 技術提案書の提案項目

次に示すテーマ（A、B）に沿って、技術提案書を作成すること。

テーマ・内容		
テーマA 耐震化（減築を含む）にあたって考慮すべき事柄		
1	音響性能に配慮した対応	大ホールにおける特定天井の耐震化について、音楽ホールとしての音響性能を維持するために配慮すべき事項
2	コストの圧縮	改修仕様や工法等による改修費用の低減についての考え方
3	その他の提案	上記の他に本テーマにおける本事業に有益な提案
テーマB 利便性・魅力の向上		
4	にぎわいの創出	文化棟2階（コンコースの活用を含む）について、イベントがない時でも人々が交流できるような、にぎわいを創出する空間の考え方
5	敷地周辺の整備計画	駅等からの歩行者動線と自転車利用者の動線を考慮したペDESTリアンデッキ及び庄下川公園の整備計画についての考え方
6	その他の提案	上記の他に文化施設の特殊性を踏まえた本事業に有益な提案

イ 業務の実施方針

次に示す項目に沿って、業務の実施方針を作成すること。

提案項目・内容	
設計業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項及び工程計画の圧縮等（評価テーマに対する内容を除く）

ウ 価格提案

本業務を実施するにあたっての見積額を価格提案として提出すること。

なお、価格提案書の提出方法は、様式集による。

(3) ヒアリングの実施

ア 実施日時（予定）

令和4年9月20日（火）

イ 実施方法

WEB会議方式（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）

なお、プレゼンテーションの説明内容を収めた動画DVD（20分以内でWindows Media Playerで再生できるもの）を二次審査提出書類（技術提案書等）提出時に6枚同封すること。

ウ 実施概要

ヒアリングの出席は、配置予定主任担当技術者のみとし、管理技術者、建築（総合）主任技術者を必ず含む最大4名の参加とする。また、提案者が判別できる着衣、記章等は禁止とする。

動画DVDの内容は、技術提案書及び業務の実施方針の範囲とし、新たな追加提案・表現は認めない。（その他の資料は使用不可）

なお、選定委員は、ヒアリング当日までに動画DVDを視聴するため、当日はヒアリングのみ20分程度とする。

ヒアリングの出席者については、二次審査書類提出時にヒアリング出席者報告書により報告すること。

エ 特定結果

令和4年9月26日（月）に電子メールで各有資格応募者に通知するとともに、特定結果の通知書を郵送にて発送する。また、後日、市のホームページでも特定結果を公表する。

9 受託候補者の特定方法

- (1) 審査は、評価要領に基づき選定委員会が行い、最も評価点の高い者を受託候補者として特定する。
- (2) 応募者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、一次審査及び二次審査の各段階において最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として特定しないものとする。
- (3) 最低基準点は、満点の60%以上に相当する点数とする。

10 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は、受託候補者の選定・特定の前後を問わず失格とする。

- (1) 提出期限、提出先等、必要書類の提出が定められた方法に適合しない場合
- (2) 提出された見積金額が委託上限金額を超える場合
- (3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出された書類に重大な誤脱があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

11 契約の締結

受託候補者の特定後、技術提案書等をもとに業務仕様書を作成し、委託契約の交渉を行う。

なお、契約締結に至らなかった場合、次点者と契約締結の交渉を行う。また、受託候補者となった者は、契約締結時に詳細な内訳書を提出すること。

契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

12 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。

13 その他注意事項

- (1) 参加表明書等及び技術提案書等の提出は、応募者1者につき1件のみとする。
- (2) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 参加表明書等及び技術提案書等の提出後は、提出書類の差替え及び追加等は認めない。ただし、本市の判断により、記載内容確認のため補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退書を技術提案書等の提出期限の令和4年9月9日（金）午後5時までに持参又は郵送（必着）にて提出すること。
- (6) 配置予定の管理技術者及び主任技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとする。これら極めて特別な場合にやむを得ず配置技術者の変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であることの本市の了解を得なければならない。
- (7) 提出された書類が著作物にあたる場合でも、尼崎市情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。
- (8) 本業務の受託者が、総合文化センター耐震化事業のDB方式の設計施工者として参加することは妨げない。ただし、別途発注する発注者支援業務を受託した場合はDB方式へ参加することはできないものとする。
- (9) 本業務の受託者である基本設計者が、総合文化センター耐震化事業のDB方式における実施設計を受託しなかった場合は、DBアドバイザー業務（基本設計内容の意図伝達及び設計監修業務）を基本設計者に対して、別途委託する予定である。
- (10) 契約締結の相手方については、法人の概要、選定・特定経過等を市のホームページにおいて公表する。
なお、同者から提出された技術提案書等についても併せて公表する場合がある。
- (11) 契約にあたっては、本市が定めた業務委託契約書を使用する。業務委託契約書の書式については[業務委託契約書 | 尼崎市公式ホームページ \(city.amagasaki.hyogo.jp\)](http://city.amagasaki.hyogo.jp)において事前に確認すること。

1 4 問合せ及び書類の提出先

尼崎市資産統括局技術監理部建築課（担当：多田、北浦）
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（本庁舎中館9階）
電話：06-6489-6525
ファクス：06-6489-6515
電子メール：ama-kenchiku@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上